平成３０年（フ）第５１号
金沢市玉鉾１丁目12番地41
債務者　中村　文代
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　小夜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
宮崎市吉村町冬治甲850番地１　ＴＰＣマンションⅡ303号
債務者　萬谷　侑紀
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４７号
富山市安養坊793番地２　朋友ハイツ205号
債務者　小塚　正夫
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂林加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１６号
北海道岩見沢市南町７条４丁目５番12号
債務者　藤岡　雄治（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第３０７号
名古屋市西区則武新町２丁目３番33号　タウニーアーバン203号
債務者　安江　一義
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３１３号
愛知県大府市東新町１丁目173番地　サティス東新202号
債務者　小島　慎吾
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３５号
愛知県知多市巽が丘２丁目30番地　グリーンハイツタツミ３Ａ
債務者　坂ノ上　尚
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４４８号
名古屋市南区元塩町２丁目13番地の１　三旺マンション名南502号
債務者　井上　結可
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９８９号
大阪市西区江戸堀３丁目６番25―601号
債務者　北川　正樹
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９９１号
大阪市住之江区南港中４丁目７番23―1417号
債務者　楳本　貴之
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０１１号
大阪府高槻市上土室３丁目15番101―402号
債務者　山本　雄一
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０５９号
大阪府茨木市水尾３丁目７番１号　ヒラオマンション　301号
債務者　畑　　雅浩
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０８４号
大阪府豊中市新千里北町２丁目40番Ｃ―805号
債務者　中矢　健太
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１６８号
大阪府高槻市大和２丁目５番19号、前住所大阪府茨木市庄２丁目４番12号　ナチュール茨木　206号
債務者　柴田　萌花
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２３５号
大阪市城東区東中浜２丁目２番１号　エムフィールド緑橋205
債務者　森永　英昭
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２９９号
大阪府八尾市北木の本５丁目140番地の10
債務者　金沢公孝こと　ＫＩＭ　ＫＯＮＧＨＹＯ　金　　公孝
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部